

自然災害による災害見舞金の請求に係る住居の損害程度の判定基準

自然災害による住居の損害の程度は、内閣府の判定基準（り災証明書）に基づき判定しているところですが、被災者生活再建支援法の一部改正（令和2年12月4日施行）に伴い、従来の「半壊」にあたる損壊割合（損害割合）がより明確化されました。

上記の法改正を受け、監督官庁（財務省）と協議を行った結果、共済組合の災害見舞金の支給に係る損害程度の判定基準については、以下のとおり整理されました。

- ① 従来の「半壊」にあたる損壊割合（損害割合）は20%以上50%未満でしたが、**30%以上の「中規模半壊」と、30%未満の「半壊」に明確化**されました。
これにより、**新しい区分の「半壊」**は当共済組合の災害見舞金の支給基準である損害の程度1/3以上相当（33.4%以上）に当たらず、**支給対象外**となります。
（下表1のとおり）
- ② 本件の扱いは、令和2年7月3日（7月豪雨）以後に発生した自然災害に適用されます。

【表1】 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」と災害見舞金の損害割合

内閣府の基準 (り災証明書)	法改正前	全壊	大規模半壊	半壊		準半壊 一部損壊
	法改正後	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊 一部損壊
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合		70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	20%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	20%未満
国共法別表第1 災害見舞金		全壊相当の 損害	1/2以上相当の 損害	1/3以上相当の 損害	1/3未満相当の 損害	
換価月数		2月	1月	0.5月	0月	

①火山災害について損壊・焼失・流失している場合に、その部分について住家の延床面積に占める割合で判定。

②地震、水害及び風害等で住家が傾く、損傷を受けた等の場合に住家の被害の経済的割合で判定。自然災害の殆どは②により判定。

自然災害ではない**火災による住居の損害の程度**は、従来どおり、消防署が発行する「焼損の程度」が記されたり災証明書に基づき判定します。

【表2】 焼損割合と災害見舞金の損害割合

延床面積/焼損面積×100	100.00%	50.0%以上 100.0%未満	33.4%以上 50.0%未満	33.4%未満
国共法別表第1 災害見舞金	全壊相当 の損害	1/2以上相当 の損害	1/3以上相当 の損害	1/3未満相当 の損害
換価月数	2月	1月	0.5月	0月